



とちぎ健康経営事業所認定証

有限会社 喜多工業 様

とちぎ健康経営事業所認定制度
実施要領第6条第1項に基づき
とちぎ健康経営事業所として認定します



とちぎ健康経営事業所

有効期間 令和 7 (2025) 年 8 月 1 日から
令和 10 (2028) 年 7 月 31 日まで

令和 7 (2025) 年 7 月 23 日

栃木県知事 福田 富一



全国健康保険協会 栃木支部
支部長

宮崎 務

